２０２６年１１月吉日

お客さま各位

大牟田柳川信用金庫

インターネットバンキングサービスにおける暗号資産交換業者
および資金移動業者宛てお振り込みに関するご案内

平素より大牟田柳川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
昨今、投資詐欺や架空請求詐欺等により、多額の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正送金される事案が増加しております。

当金庫では、こうした金融犯罪を取巻く情勢や金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、２０２６年１１月９日（月）より暗号資産交換業者および資金移動業者あてのお振込みに際し、振込依頼人名を変更してお振込みされる場合（※）には、インターネットバンキングサービスにおけるお客さまのお取引を制限させていただく場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけすることもございますが、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※．振込依頼人名の前後に数字等を付与する場合は制限の対象外です。

＜ご参考＞

- 金融庁からの要請
「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」（金融庁ウェブサイト）
https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html

- 警察庁からの要請
「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」（警察庁ウェブサイト）
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html

以　上

口座を買ったり、売ったり…

罰則引上げ！



1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

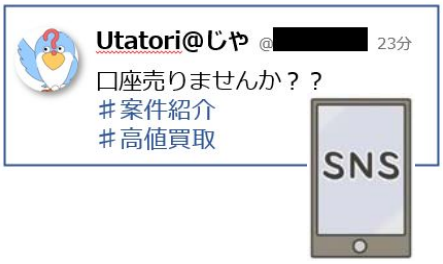
罰則の対象行為



①買う・譲り受ける行為



②売る・譲り渡す行為



③勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
ＩＤやパスワード等



①預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
ＩＤやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

②暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ＩＤ・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ＩＤ・パスワード等

③その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

警察庁 National Police Agency

金融庁 Financial Services Agency

ダメ！！「送金犯罪」

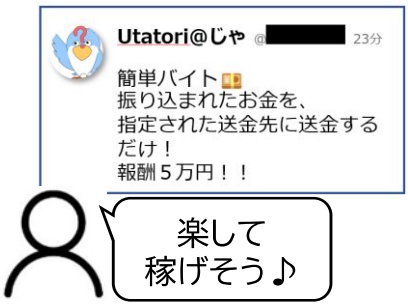
※罰則が創設されます



2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

①ＳＮＳ等での募集



②口座番号の提供



③送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払いに必要な送金を家
族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！

警察庁 National Police Agency

金融庁 Financial Services Agency